

## 入札参加資格の事後審査方式（試行）について

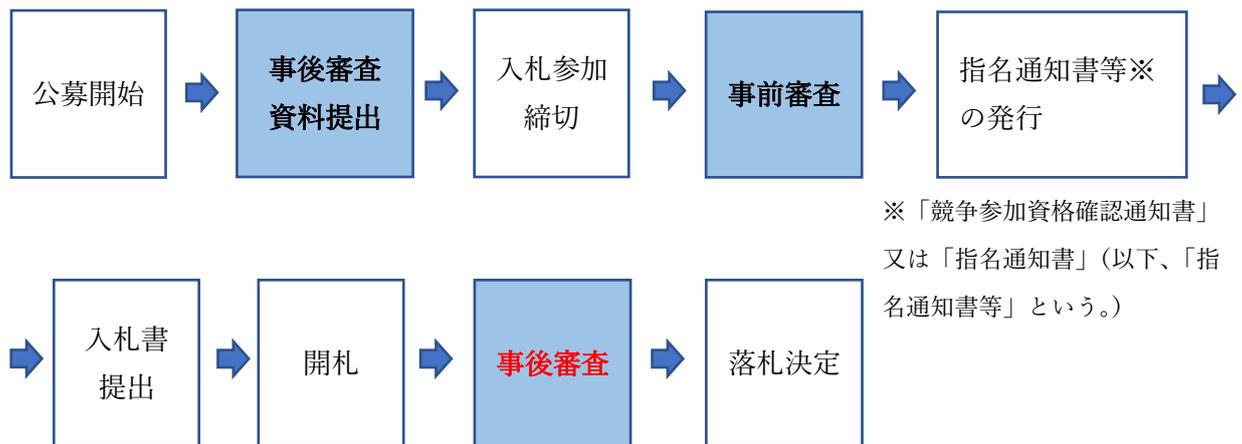
藤沢市では、工事入札にて開札後に入札参加資格の一部について審査を行う「事後審査」を試行で実施します。事後審査の対象とする案件は、公告、募集一覧（以下「公告等」という。）の入札資料で明示します。

### 【参加資格の審査について】

事前審査、事後審査の対象は次のとおりです。

事前審査対象	発注種目（工種）、経審総合評点、地域要件等
事後審査対象	公告等で求めた各種 <u>調書やその他必要な添付書類</u> （以下「事後審査資料」という。）

### 【参加資格の審査フロー】



### 【事後審査資料の提出について】

事後審査資料は、公告等で定める期間内及び方法により契約課に提出してください。

資料提出は従来と変更ありません。資料提出が開札後になるわけではないのでご注意ください。

なお、開札後に事後審査の対象者に対し連絡をする場合があります。

### 【事後審査期間について】

事後審査期間は、原則として疑義申立期間内としますが、事後審査に時間を要する場合は、保留期間を延ばす場合があります。

### 【開札後の事後審査について】

開札後、落札候補者の事後審査資料について審査を行います。

参加資格有り の場合	事後審査が完了したら、疑義申立期間終了後、落札決定します。 なお、落札候補者となった者が複数の場合は、落札候補者すべての審査を行い、参加資格有りの者のみでくじ引きを実施して、落札者を決定します。 参加資格有りの通知は発行しませんので、落札者決定通知書の発行をもって審査が完了したものとします。
参加資格無し の場合	事後審査の結果、 <b>参加資格無しとなった者の入札は無効</b> とし、次順位者（予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に限る）の審査に移行し、参加資格有りの者が出るまで繰り返します。 なお、事後審査の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、参加資格有りの者がいない場合は、当該入札を不調とします。

### 【ペナルティについて】

事後審査の結果、参加資格無しとなった場合でも、原則ペナルティはありませんが、事前に公告等の入札参加資格要件を十分に確認してから参加及び入札をしてください。

なお、参加資格有りとなった場合は、**落札決定をしますので辞退はできません**。あまりにも悪質と藤沢市が判断した場合は、ペナルティの対象になる場合があります。

### 【その他注意事項について】

事前審査終了後に資格有として指名通知書等を発行しますが、事後審査資料の内容審査は、開札後に行うため、事後審査の結果次第では参加資格無しとなる場合があります。参加資格無しとなった者には、「入札参加資格不適合通知書」を送付します。説明請求期限を定めませんが、落札決定を妨げないものとします。

落札候補者以外の事後審査は、原則として行いません。よって、落札候補者以外から提出された事後審査資料が資格要件を満たしているとは限りません。ただし、入札執行の都合上、落札候補者以外の事後審査資料を審査する場合があります。

以上